

平成 28 年 4 月 26 日

農林水産大臣 森山 裕 殿

公益社団法人日本農業法人協会
会 長 藤 岡 茂 徳

平成 28 年熊本地震に関する緊急要望

4 月 14 日および 16 日に熊本県を中心とした九州地方を襲った最大震度 7 の地震により、多数の死傷者を出すとともに、農業関係においても農作物、農地、農業用施設等に甚大な被害が生じました。

このような事態に対処するため、関係農業経営者、市町村・県、関係機関・団体等は対策に全力を挙げています。

つきましては、被災した農業法人を含む農業者が一日も早く経営を再開し、その安定が図られるよう、国においては当面、下記対策を緊急に講じられるよう要望いたします。

記

1. 被災農業者の早期の経営再開に向けた燃料・肥料・飼料等の供給と被災農地・農業用施設の復旧支援
2. 農業生産物を消費地に届けるための高速道路や鉄道等物流インフラの復元と運送用燃料の優先的確保
3. 復旧やインフラ整備にかかる人材の確保
4. 激甚災害の早期指定
5. 災害復旧にかかる予算確保及び早期採択を講じること
6. 農業共済金の早期かつ円滑な支払いを行うこと
7. 日本政策金融公庫の農林水産事業資金（災害）の超低利融資枠の確保と貸付限度額の引き上げ等の資金支援を講じること
8. 日本政策金融公庫資金等各種制度資金及び民間金融機関の既存貸付にかかる償還期限の延長や金利の減免等償還条件を緩和すること
9. 農業課税にあたっては、災害の実態に応じ、法人税、所得税・県民税・市町村民税の減免及び徴収猶予の措置を講じること

以上